

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年7月14日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900308 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000014 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 5 月 1 日付けで A 病院に採用され、平成 2 年 4 月 30 日付けで退職した。同年 4 月 29 日 (日曜日) 及び 30 日 (振替休日) は休日だったが、退職日は 4 月 30 日との説明を医事課担当者より受け、4 月分の厚生年金保険料も給与明細書は保管していないが、給与から天引きされていた記憶がある。厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 2 年 5 月 1 日に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の A 病院に係る雇用保険被保険者記録によると離職年月日は平成 2 年 4 月 30 日と記録されている。

しかしながら、A 病院が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失年月日欄には平成 2 年 4 月 28 日と記載されているうえ、当該資格喪失年月日は、請求期間当時、A 病院が加入していた B 病院厚生年金基金が提出した請求者に係る B 病院厚生年金基金加入員適用記録照会に記録されている請求者の加入員資格喪失年月日と一致している。

また、請求者が名前を挙げた複数の同僚に照会を行ったが、請求者の主張を裏付ける回答又は陳述を得ることができない。

さらに、A 病院及び請求者において、請求期間に係る給与明細書、源泉徴収票等の資料の保管が無い以上、厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。